

**2025 年度
日本看護系大学協議会
ナースプラクティショナー（JANPU-NP）
資格認定更新審査要項**

2025 年 5 月

**一般社団法人日本看護系大学協議会
JANPU-NP 資格認定委員会**

目 次

1.	日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー (JANPU-NP)	
	資格認定更新審査実施概要	1
	1-1) 更新審査の目的	1
	1-2) 更新審査の基本的考え方	1
	1-3) 更新審査方法	1
2.	受験資格	1
3.	2025 年度 JANPU-NP 資格認定更新審査のスケジュール	1
4.	更新審査料と更新登録料、振込先	2
5.	更新審査申請書及び申請書類一覧	2
6.	更新申請書類の作成と提出	2
	6-1) 申請書類と記載上の留意点	2
	6-2) 申請書類の提出先	4
7.	書類審査	4
8.	面接審査	4
	8-1) 日時	4
	8-2) 試験会場	5
	8-3) 面接審査の実施要領	5
	8-4) 合格基準	5
9.	資格認定更新審査結果の通知	5
	9-1) 書類審査結果の通知	5
	9-2) 認定審査結果の通知	5
10.	資格認定更新審査合格後の JANPU-NP 登録手続き	5
	10-1) 認定登録料	5
	10-2) JANPU-NP の登録と認定証の交付	5
11.	認定期間の延長申請について	5
	11-1) 申請書類の提出	6
	11-2) 審査申請書受付期間	6
	11-3) 書類審査	6
	11-4) 審査料と振込期間	6

12. その他	6
12-1) 資格認定更新審査に関する情報開示	6
12-2) 個人情報保護方針	6
12-3) 申請についての問い合わせ先	7

更新審査用

【様式1】 JANPU-NP 資格認定更新審査申請書	8
【様式2】 更新審査料の振込証明書	9
【様式3】 JANPU-NP 資格認定更新審査申請書類確認用紙	10
【様式4】 履歴書	11
【様式5】 実践時間証明書	12
【様式6－1・6－2】 看護実践報告書	13
【様式7】 活動の総括	15
【様式8】 研修実績および研究業績等申請書	16

延長審査用

【様式1】 JANPU-NP 認定期間延長申請書	17
【様式2】 延長審査料の振込証明書	18
【様式3】 履歴書	19

日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程	20
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定細則	25

1. 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）

資格認定更新審査実施概要

1-1) 更新審査の目的

認定更新審査の目的は、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（以下、JANPU-NP という。）のプライマリケア看護分野において、個人や家族、集団、コミュニティの様々な健康課題を解決するために、地域社会を基盤にして、自律的に、また他職種と連携・協働しながら、卓越した看護を実践する能力を有し、「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程」第4条に掲げる役割を果たしているか否かを確認することである。

1-2) 更新審査の基本的考え方

JANPU-NP の資格更新審査は、原則として一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、本会という。）が認定したナースプラクティショナーを対象に、資格取得後5年ごとに実施する。

審査は、卓越した看護実践力の維持・発展を図るための取り組みが、別に定める細則に沿って行われたかどうかを評価する。

1-3) 更新審査方法

更新審査は、書類審査および面接審査によって行う。

(1) 書類審査

- ・ JANPU-NP の資格更新試験の受験資格を有していることを確認する。
- ・ 提出された代表的な看護実践事例2事例の報告書を審査する。
- ・ 過去5年間に研修実績・研究業績・教育研修実績等があるかを審査する。

(2) 面接審査

- ・ 「活動の総括」の実践報告をもとに、JANPU-NP として必要な能力、態度、コミュニケーション能力等について審査する。

2. 受験資格

JANPU-NP 資格認定更新審査を申請する者は、2025年9月末時点で、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) JANPU-NP 資格認定期間を満了すること。
- (2) JANPU-NP としての看護実績時間が過去5年間で2,000時間以上あること。

3. 2025年度 JANPU-NP 資格認定更新審査のスケジュール

- 審査申請書受付期間 10月20日（月）～10月29日（水）（当日消印有効）
* 審査申請書及び申請書類を配達記録の残るレターパックで郵送してください。
* 申請は更新審査料の振込をもって受理となります。
- 更新審査料振り込み期限 10月29日（水）15時
- 書類審査結果の通知 11月10日（月）に通知を発送する。
- 面接審査 11月23日（日）オンライン形式（ZOOM）にて行う
- 更新審査結果の通知 12月初旬に通知を発送する。
- 更新認定登録料振込期限 12月17日（水）
- JANPU-NP 資格認定証の交付・JANPU-NP 登録者名簿への登録・名簿の公表 12月下旬

4. 更新審査料と更新登録料、振込先

種別	金額	振込期日
更新審査料（書類審査・面接審査）	30,800 円（税込）	10 月 29 日（水）15 時まで
更新認定登録料	20,900 円（税込）	12 月 17 日（水）15 時まで

<振込先>

●PayPay 銀行 すずめ支店 口座種別：普通預金 口座番号：3 0 1 4 7 1 8 口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会	●三井住友銀行 神田駅前支店 口座種別：普通預金 口座番号：1 7 6 8 8 6 7 口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会
--	--

5. 更新審査申請書及び申請書類一覧

- (1) 【様式 1】 JANPU-NP 資格認定更新審査申請書：1 部
- (2) 【様式 2】 更新審査料の振込証明書：1 部
- (3) 【様式 3】 JANPU-NP 資格認定更新審査 申請書類確認用紙：1 部
- (4) 【様式 4】 履歴書：2 部（原本 1 部＋コピー 1 部）
- (5) 【様式 5】 実践時間証明書
- (6) 【様式 6-1、6-2】 看護実践報告書：各 1 部
- (7) 【様式 7】 活動の総括：1 部
- (8) 【様式 8】 研修実績および研究業績等申請書：1 部

※本会所定の申請書類様式については、本会公式ホームページからダウンロードする。

URL: <https://www.janpu.or.jp/np/>

6. 更新申請書類の作成と提出

6-1) 申請書類と記載上の留意点

- (1) JANPU-NP 資格認定更新審査申請書【様式 1】：1 部
* 所定の様式に必要事項を記載し、署名捺印する。
- (2) 更新審査料の振込証明書【様式 2】：1 部
* 所定の様式に振込済証明となる書類を貼付する。
* 振込証明となる書類が A4 サイズの場合に限り、原本のみを提出できる。
その際、振込名義が申請者本人であることが記載されていなければならない。
- (3) JANPU-NP 資格認定更新審査申請書類確認用紙【様式 3】：1 部
* 所定の様式を使用する。
* 書類の不備や不足がないか確認し、本人確認欄にチェックを入れる。

(4) 履歴書【様式4】：2部（原本1部（写真貼付）とコピー1部）

- *履歴書は、所定の様式を用いて、申請時点の情報について記載する。
- *職歴は、JANPU-NP 資格取得後のすべての看護実務歴（教職を含む）について、施設・部署・職位が変わるごとに記載する。
- *看護実践現場での職歴については、どのような実践内容かが分かるように部署名を記載する。
- *各部署および職位の就任期間を明記する。
- *所属先の名称は正式名称を記載する。

(5) 実践時間証明書【様式5】：看護実践総時間 2,000 時間分を一式

- *所定の様式に沿って、必要事項が記入されたものを提出する。ただし、機関において所定の様式がある場合は、この限りではない。
- *審査対象期間内の看護実践時間が 2,000 時間以上あることを証明する。
- *審査対象期間の総勤務時間数を記入する。（常勤の場合は 1 年間の勤務は 2,000 時間とみなし、時間計算の必要はない）
- *非常勤の場合は 1 日の勤務時間、1 週間の勤務時間、日数及び総時間数を記載する。
- *休職など、看護実践を行わなかった時間は除く。
- *過去 5 年間に複数の施設において看護実践を行った場合でも、1 施設での勤務時間が 2,000 時間の場合、当該施設の証明書のみでよい。
- *原則として申請者が看護実践を行った保健医療福祉施設（所属施設に限らない）の長あるいは看護部門の長が証明したものとする。自身が長である場合は、自身の看護実践時間を公的に証明できる第三者を証明者とする。
- *証明書の発行年月日は発行日とする。（審査申請期間内の日付でなくてよい）
- *教育職のうち、以下は看護実践時間に含めてよい。「勤務期間」には教育機関に所属した期間を記載し、「備考」に看護実践時間の詳細について記載する（記載例：400 時間×3 年 等）
- *NP 教育課程の教員、CN 教育課程の教員、看護師養成学校（大学・短期大学・専門学校）及び大学院の教員、常勤・非常勤にかかわらず、年間 3 か月以上在籍している場合は、400 時間/年（上限）とする。

(6) 看護実践報告書【様式6-1・6-2】：各1部

- *所定の様式を使用する。
- *自身の活動フィールドにおいて行った代表的な看護実践について、JANPU-NP としての役割機能（疾病予防管理・臨床判断と治療に関する行為・症状マネジメント等）および高度実践看護師としての役割（実践・教育・相談・調整・倫理調整）を果たしていることがわかるように、代表的な実践事例（2 例）をとりあげ記載する。
- *各事例とも、【テーマ】【事例紹介】【問題及び課題の焦点】【看護実践/分析と評価】【課題】について、1,600 字程度でまとめる。

(7) 活動の総括【様式7】：1部

- *所定の様式を使用する。
- *組織内での役割機能の開発について、資格認定後 5 年間の活動プロセスの継続性・

発展の過程がわかるよう、1,600～2,000字にまとめ記載する。

(8) 研修実績および研究業績等申請書【様式8】：1部

＊所定の様式を使用する。

＊研修実績は、自己研鑽のために過去5年間に受けた研修（学会への参加を含む）について、受講日時が新しい順に「研修名」「受講日時または期間・時間数」「研修内容」「研修場所」を記載する。

＊研究業績は、著者（演者）名．論文題名．書（誌）名．（編集者）．発行年；巻（号）：開始頁～終了頁．（学会名）等を記載する。研究業績の共著者名は3名までを表記し、それ以上の場合は「他」（欧文の場合「et al.」）をつけて省略し、審査申請者には下線を引く。また、共著者5名のなか審査申請者が4番目の場合は、「〇〇・〇〇・〇〇（5名中4番目）」と表記する。

＊教育研修実績は、「研修先」「研修日時と時間数」「研修テーマと内容」「研修参加者数」を記載する。

＊特記事項は、JANPU-NPとしての活動に対する受賞歴、啓発普及活動等を記載する。

6-2) 申請書類の提出先

申請書類は、配達記録が残るレターパックを用いて下記宛に郵送する。

＜宛先＞〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5 大沢ビル 6階
一般社団法人日本看護系大学協議会事務局
TEL:03-6206-9451 / FAX:03-6206-9452

7. 書類審査

看護実績時間を満たしていることを確認し、「看護実践報告書」及び「過去5年間の研修実績、研究業績、教育研修実績等」をそれぞれ評価し、審査する。双方合格したとき、書類審査を合格とする。

- 1) 看護実績時間：2000時間以上であることを確認する。
- 2) 看護実践報告書：JANPU-NPの役割機能に基づき審査し、A～Dの4段階評価とする。

看護実践評価 A	基準を満たしている（実践報告書の内容が特に優秀）
看護実践評価 B	基準を満たしている
看護実践評価 C	基準を満たしているが課題が残る
看護実践評価 D	基準を満たしていない（不合格理由表示あり）

- 3) 研修実績・研究業績・教育研修実績について総合的に評価する。

8. 面接審査

書類審査に合格した者は、面接審査を受ける。面接審査は下記の要領で実施する。

8-1) 日 時：2025年11月23日（日）

＊時間等の詳細は「書類審査結果通知書」にて案内する

8-2) 試験会場：オンライン形式にて実施

8-3) 面接審査の実施要領

- (1) 面接審査の時間は、1 人 30 分とする。
- (2) 面接時間 30 分のうち、約 10 分間で、5 年間の活動の総括について口頭で発表する。
残りの 20 分間は発表内容や今後の展望に対する質疑応答を行う。
- (3) 活動の総括は、認定後 5 年間の活動プロセスの継続性・発展の過程がわかるように発表する。

8-4) 合格基準

- (1) 審査基準に沿って「活動の総括」を審査する。
- (2) 面接審査は、JANPU-NP としての役割拡大に向けた活動、看護の質向上に向けた活動、エビデンスに基づく看護実践、チーム医療と多職種連携、今後の展望等について評価し、7 割以上を合格とする。

9. 資格認定更新審査結果の通知

9-1) 書類審査結果の通知：2025 年 11 月 10 日（月）に郵送にて発送する。

9-2) 認定審査結果の通知：2025 年 12 月初旬に、更新認定審査の可否を郵送にて発送する。

10. 資格認定更新審査合格後の JANPU-NP 登録手続き

10-1) 認定登録料：20,900 円（税込）を 2025 年 12 月 17 日（水）15 時までに納入する。

- * 振込名義は資格認定更新審査合格者の氏名とする。
- * 納入された認定登録料はいかなる理由があっても返還しない。
- * 振込手数料は申請者が負担すること。
- * 振込完了を e-mail 又は電話で日本看護系大学協議会事務局まで連絡する。

10-2) JANPU-NP の登録と認定証の交付

- * 認定登録料の振込確認後に、本会事務局は認定証を交付し、「JANPU-NP 登録者名簿」へ認定者の登録手続きを行う。
- * 「JANPU-NP 登録者名簿」には、都道府県（所属施設の所在地）、氏名、所属施設名、所属施設種別、所属施設設置主体の情報が記載される。
- * 登録手続きの完了を e-mail にて全認定者に通知するので、認定者は「JANPU-NP 登録者名簿」の各自の登録情報を確認する。
- * 「JANPU-NP 登録者名簿」は本会公式ホームページで原則として公開する。
- * 名簿の公表の諾否、公表の範囲については別途認定者に確認するので、認定者が公表を承諾しない場合には公開しない。

11. 認定期間の延長申請について

病気その他のやむを得ない理由により認定更新審査を受験することができない場合は、「JANPU-NP 資格認定細則第 19 条」により、認定更新の当該年度に認定期間の延長審査（以下、「延長審査」という）を申請することができ、認定委員会が認めた者については 1 年単位で

認定期間が延長される。ただし、認定期間の延長は2回まで、最大2年間とする。

11-1) 申請書類の提出

以下の書類を提出する。本会所定の申請書類様式については、本会公式ホームページからダウンロードする。(URL: https://www.janpu.or.jp/np/entry_update.html)

※提出先は4ページ参照

(1) 【様式1】 JANPU-NP 認定期間延長申請書：1部

(2) 【様式2】 延長審査料の振込証明書：1部

(3) 【様式3】 履歴書：1部

(4) 証明書類：1部

※延長理由を裏付ける書類（例：休業証明書等）を提出する。

※様式は自由であるが、本人以外の者が発行した公的な書類とし、申請者の氏名が記載されているものとする。

(5) 改姓に関する証明：1部（必要時）

※改姓により、申請名と証明書類に記載の姓が異なる場合、または各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合のみ提出する。

※改姓前後の氏名が両方とも記載されている証明書類（戸籍抄本原本、運転免許証（表面と裏面）等の該当ページのコピー）を提出する。

11-2) 審査申請書受付期間

10月20日（月）～10月29日（水）（当日消印有効）

※審査申請書及び申請書類を配達記録の残るレターパックで郵送してください。

※申請は延長審査料の振込をもって受理となります。

11-3) 書類審査

提出された書類をもとに、認定更新の延長資格を有しているか否かを審査する。延長資格を有していることが確認された場合、認定期間の延長を認め、認定通知書を発行する。

11-4) 審査料と振込期間

延長審査料（書類審査）：20,000円（税込） ※振込先は2ページ参照

振込期間：2025年10月20日（月）～10月29日（水）15時

12. その他

12-1) 資格認定更新審査に関する個人の審査結果に関する情報開示

当該認定更新審査に不合格となった者に対して行う。開示内容は、当該者の審査評価及び不合格理由とする。開示の方法は、申請者の確認を実施した上で、個別に対応する。

12-2) 個人情報保護方針

※本会「プライバシーポリシー」に準ずる。

URL: https://www.janpu.or.jp/privacy_policy/index.html

※登録情報について、JANPU-NP 資格認定更新審査に係る重要な通知、認定登録後の活動状況に関する調査依頼及び活動状況を分析・検討するための基礎資料の範囲で活用する。

12-3) 申請についての問合わせ先 一般社団法人日本看護系大学協議会事務局

受付時間	月曜日から金曜日（土・日、祝日を除く）9：30～16：30		
電話番号	03-6206-9451	FAX 番号	03-6206-9452
e-mail	<u>office@janpu.or.jp</u>		

2025 年 月 日

JANPU-NP 資格認定更新審査申請書

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 堀内 成子 殿

所属機関名 _____

氏 名 印

私は、一般社団法人日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定更新制度の目的を理解し、JANPU-NP 資格認定更新審査の受審を申請いたします。

＜申請者連絡先＞

① 郵送先住所： _____ （ 自宅 ・ 勤務先 ）

② メールアドレス：

③ 電話番号（昼間連絡が取れる番号）：

【様式2】（更新審査用）

更新審査料の振込証明書

所属機関名 _____

氏 名 _____

* 振り込みの証明となる書類を貼付してください。

JANPU-NP 資格認定更新審査

申請書類確認用紙

所属機関名

氏 名

印

以下のとおり書類が揃っているか確認して、本人確認欄にチェック（✓）を入れてください。
本用紙は、下記申請書類と共に送付してください。
なお、申請書類は、本用紙の記載順に揃えて提出してください。
書類はすべて A4 サイズで作成してください。

書類名	指定 様式	部数	本人 確認欄	事務局 確認欄
【様式1】 JANPU-NP 資格認定更新審査申請書	有	1	☐	
【様式2】 資格審査料の振込済証明となる書類	有	1	☐	
【様式3】 JANPU-NP 資格認定更新審査申請書類確認用紙（※本用紙）	有	1	☐	
【様式4】 履歴書（原本・コピー）	有	各 1	☐	
【様式5】 実践時間証明書	有	必要数	☐	
【様式6-1・6-2】 実践事例報告書	有	各 1	☐	
【様式7】 活動総括	有	1	☐	
【様式8】 研修実績および研究業績等申請書	有	1	☐	

【様式4】（更新審査用）

履 歴 書

年 月 日現在（申請時点の日付を記載）

ふりがな		男・女	写真貼付
氏 名			
生年月日	年 月 日生（満 歳）		
ふりがな			
現住所 〒			
（電話）		（携帯電話）	
（e-mail）			

年	月	学 歴
年	月	職 歴

実践時間証明書

下記 〇〇 〇〇 は、本機関において下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

2025 年 〇 月 〇 日

証明者

所属機関名

役 職 名

氏 名

印

部署	実務経験の内容	雇用形態 常勤・非常勤	実務経験期間	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
			年 月から 年 月	時間
実践総時間数			時間	

関わった期間	年	月～	年	月（	年	ヶ月）
--------	---	----	---	----	---	-----

※JANPU-NP としての役割機能（疾病予防管理・臨床判断と治療に関する行為・症状マネジメント等）および高度実践看護師としての役割（実践・教育・相談・調整・倫理調整）を果たしていることがわかるように、【テーマ】【事例紹介】【問題及び課題の焦点】【看護実践/分析と評価】【課題】について、1,600 字程度でまとめてください。

※作成上の留意点

- ・問題や課題は明確かつ具体的であり、根拠が示されていること
- ・看護実践における役割機能が示されていること
- ・分析や評価は論理的かつ系統的であり、根拠が示されていること
- ・改善点や今後の課題が具体的に示されていること

※提出時は赤字を削除してください。

※個人及び施設等を特定する情報は記載せず、必要時は伏字としてください。

関わった期間	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
--------	-----------------

※JANPU-NP としての役割機能（疾病予防管理・臨床判断と治療に関する行為・症状マネジメント等）および高度実践看護師としての役割（実践・教育・相談・調整・倫理調整）を果たしていることがわかるように、【テーマ】【事例紹介】【問題及び課題の焦点】【看護実践/分析と評価】【課題】について、1,600 字程度でまとめてください。

※作成上の留意点

- ・問題や課題は明確かつ具体的であり、根拠が示されていること
- ・看護実践における役割機能が示されていること
- ・分析や評価は論理的かつ系統的であり、根拠が示されていること
- ・改善点や今後の課題が具体的に示されていること

※提出時は赤字を削除してください。

※個人及び施設等を特定する情報は記載せず、必要時は伏字としてください。

※組織内での役割機能の開発について、資格認定後5年間の活動プロセスの継続性・発展の過程がわかるよう、JANPU-NPとしての役割拡大に向けた活動、看護の質向上に向けた活動、エビデンスに基づく看護実践、チーム医療と多職種連携、今後の展望について1,600～2,000字にまとめてください。

※提出時は赤字を削除してください。

※個人及び施設等を特定する情報は記載せず、必要時は伏字としてください。

【様式 8】（更新審査用） 研修実績および研究業績等申請書

_____年____月____日現在
(氏名_____)

1. 過去 5 年間に受けた研修実績（新しい順）＊学会への参加を含む
2. 過去 5 年間の研究業績（新しい順）
3. 過去 5 年間の教育研修実績（新しい順）
4. 特記事項（JANPU-NP としての受賞歴、シンポジストなど啓発普及活動）

※ 1 ～ 4 の内容を総合的に評価する。

JANPU-NP 認定期間延長申請書

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 堀内 成子 殿

認定番号

氏 名

印

私は、一般社団法人日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）
資格認定更新制度の目的を理解し、JANPU-NP 認定期間延長を申請いたします。

延 長 申 請 内 容	
申請年月日	2025 年 月 日
申請理由 (該当理由に☑をつける)	☐ 出産、育児 ☐ 介護 ☐ 病気 ☐ 災害 ☐ その他 ()

<申請者連絡先>

① 郵送先住所： (自宅 ・ 勤務先)

② メールアドレス：

③ 電話番号（昼間連絡が取れる番号）：

【様式2】（延長審査用）

延長審査料の振込証明書

認定番号

氏 名

*振り込みの証明となる書類を貼付してください。

【様式3】(延長審査用)

履 歴 書

年 月 日現在 (申請時点の日付を記載)

ふりがな		男・女	写真貼付
氏 名			
生年月日	年 月 日生 (満 歳)		
ふりがな			
現住所 〒			
(電話)		(携帯電話)	
(e-mail)			

年	月	学 歴
年	月	職 歴

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定制度（以下、「本制度」という。）は、個人や家族、集団、コミュニティの様々な健康課題を解決するために、地域社会を基盤にして、自律的に、また他職種と連携・協働しながら、卓越した看護実践を提供できるナースプラクティショナーを社会に送り出すことにより、全ての年代の人々が尊厳を保ちながら健康で安寧な生活が送れるように支援し、併せて保健医療福祉の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第2条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するために、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程（以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。）により JANPU-NP の資格を認定するとともに本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの定義および役割

（定義）

第3条 JANPU-NP とは、本会が認定するナースプラクティショナー教育課程を修了し、本会の JANPU-NP 資格認定審査に合格し、保健医療福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する個人や家族、集団、コミュニティに対してケアとキュアを統合し、一定の範囲で自律的に、治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した看護を提供することが認められた高度実践看護師をいう。

（役割）

第4条 JANPU-NP は、次の各号の役割を果たす。

- （1）専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- （2）専門看護分野において、医師等への照会の必要性を的確に判断して、医師や他職種との連携を緊密にとるとともに、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（コンサルテーション）。
- （3）専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う（調整）。
- （4）専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

- (5) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- (6) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。

第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの専門看護分野

（専門看護分野の特定）

第5条 JANPU-NP の専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて、本会の高度実践看護師教育課程認定委員会が、専門看護分野の教育課程の特定について審議し、理事会の議を経て総会の承認を受けた分野とする。

第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格を認定する委員会

（委員会の設置）

第6条 JANPU-NP の資格認定に係る事業を実施するために、理事会の下に JANPU-NP 資格認定委員会（以下、「資格認定委員会」という。）を設置する。

（権限）

第7条 資格認定委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、JANPU-NP の認定に関する事項について審議し、必要事項について定めることができる。

（審議事項）

第8条 資格認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 本制度の実施及び改善等に関すること
- (2) JANPU-NP の専門看護分野の特定に関すること
- (3) JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の審査に関すること
- (4) JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の実施に関すること

（委員の選定）

第9条 資格認定委員会の委員は、理事会において選定し、代表理事が委嘱する。

（構成と運営）

第10条 資格認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第11条 JANPU-NPの資格認定審査を受験する者（以下、「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

（1）日本国の看護師免許を有すること

（2）所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）

ア 本会のナースプラクティショナー教育課程基準を満たし、認定を受けた大学院において所定の単位を取得した者

イ 国内外においてアと同等以上の教育を受けたと認められる者

（3）看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有していること。

第3節 審査及び認定

（審査申請）

第12条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

（審査方法）

第13条 審査は、資格認定委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

（認定）

第14条 資格認定委員会は、審査結果に基づき JANPU-NP の認定を行い、その結果を理事会に報告する。

（認定証等交付）

第15条 代表理事は、資格認定委員会による JANPU-NP の資格認定を受けて資格認定証の交付を申請した者に対して、JANPU-NP 資格認定証等を交付する。

2 本会は、前項の資格認定証等を交付した者を JANPU-NP 名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会ホームページで公表する。

4 JANPU-NP の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第21条の規定によって、JANPU-NP がその資格を喪失した時は、資格を喪失した日に失効するものとする。

第5章 認定の更新

（更新制）

第16条 本会は、JANPU-NP の看護実践能力の維持・向上のための資格認定の更新制を実施する。

第17条 JANPU-NP は、資格認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

(更新申請要件)

第18条 JANPU-NPの資格認定更新を申請する者(以下、「更新申請者」という。)は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、JANPU-NPであること
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(更新審査申請)

第19条 更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第6章 資格の喪失及び処分

(資格の喪失)

第20条 JANPU-NPは、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格認定委員会の決議により、JANPU-NPの資格を喪失する。

- (1) JANPU-NPの資格を辞退もしくは返上したとき
- (2) JANPU-NPの資格認定を更新しなかったとき
- (3) 第19条に定める資格認定更新要件を満たしていないと資格認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を返上または取り消されたとき

(処分)

第21条 JANPU-NPとしてふさわしくない行為があった時は、資格認定委員会と理事会の審議を経て、代表理事がJANPU-NPの認定を取り消すなど必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第7章 再認定

(再認定の申請)

第22条 第21条に基づく資格喪失後に再びJANPU-NPの資格認定を申請する者(以下、「再認定申請者」という。)は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(再認定審査申請)

第23条 再認定申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第8章 規程の変更及び見直し

(規程の変更)

第24条 この規程は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

(規程の見直し)

第25条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第9章 補則

第26条 この規定を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

- 1 この規程は、2019年3月22日から施行する。
- 2 この規程は、2024年1月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー(JANPU-NP)資格認定細則

第1章 総則

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程（以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。）の施行にあたり、JANPU-NP 資格認定規程第26条により、JANPU-NP 資格認定規程に定められた以外の事項について JANPU-NP 資格認定細則（以下、「細則」という。）に定めるものとする。

第2章 専門看護分野の特定

第2条 JANPU-NP の専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて認定されたナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野とする。

2 新たな専門看護分野のナースプラクティショナー教育課程が認定された場合に、JANPU-NP 資格認定委員会はその専門看護分野を理事会の議を経て JANPU-NP の資格認定分野として特定する。

第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定委員会

（JANPU-NP 資格認定委員会）

第3条 JANPU-NP 資格認定委員会（以下、「資格認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 委員の構成は、認定分野の専門家を含まなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 資格認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第4条 資格認定委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の過半数をもって決する。

第5条 資格認定委員会の議事については、議事録を作成する。

（JANPU-NP 資格認定実行委員会）

第6条 資格認定委員会の下に、JANPU-NP の認定審査を実行する JANPU-NP 資格認定実行委員会（以下、「認定実行委員会」という。）を置く。

第7条 認定実行委員会は、認定分野ごとに5名以上の委員をもって構成する。

2 認定実行委員会の委員は、資格認定委員会が選定し、代表理事が委嘱する。

3 認定実行委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 認定実行委員会の委員長および副委員長は、委員の互選によって選任する。

第8条 認定実行委員会の委員長は、委員会における審査の経過及び結果を記載した議事録を作成し、審査結果を資格認定委員会に報告する。議事録は保管しなければならない。

第9条 認定実行委員会の委員は、受験者と利害関係のある場合にはその審査を行うことはできない。

第10条 任期中の認定実行委員会委員の氏名は非公開とする。

第2節 受験の申請

第11条 受験者は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）に、次の各号に定める申請書類と理事会が定める審査料を納入するものとする。

（1）JANPU-NP 資格認定審査申請書

（2）履歴書

（3）看護師免許の写

（4）教育機関が発行する履修単位証明書

2 納めた審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの審査及び認定

（審査方法）

第12条 認定実行委員会は、JANPU-NP 資格認定規程第13条により、受験者に対して書類審査および試験を行う。

2 JANPU-NP 資格認定規程第11条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。

第13条 認定実行委員会は、最終的な審査結果および申請書類を、資格認定委員会に提出し報告する。

第14条 資格認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を代表理事に報告する。

第15条 JANPU-NP の資格認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

第16条 JANPU-NP の資格認定審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定の更新

第17条 JANPU-NP 資格認定規程第16条により、認定の更新を申請しようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号の全てを満たしていなければならない。

- （1）看護実践時間が2,000時間以上に達していること。
- （2）自らの看護実践能力の開発・向上および教育と研究活動について、資格認定委員会が別途定める基準を満たしていること。

第18条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- （1）JANPU-NP 資格認定更新申請書
- （2）履歴書
- （3）勤務先の長が証明する勤務証明書
- （4）認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 納入した審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 資格認定更新の申請期間については、資格認定委員会が別に定める。

第19条 JANPU-NP 資格認定規程第18条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、5年という期間を1年単位で延長することができる。

第20条 JANPU-NP 資格認定更新審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

第5章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの再認定

第21条 JANPU-NP 資格認定規程第23条に基づき再認定を受けようとする者（以下、「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第17条の各号をすべて満たしていなければならない。

第22条 再認定申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- （1）JANPU-NP 資格再認定申請書
- （2）履歴書
- （3）勤務先の長が証明する勤務証明書
- （4）申請時において過去5年間の看護実績報告書

第23条 JANPU-NP の資格再認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第6章 細則の変更

第24条 この細則は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、2019年3月22日から施行する。